

【意見】に係る措置・対応状況表

監査種別 令和5年度行政監査（令和6年3月27日報告）
 テーマ 不正及び事務ミスの未然防止に関する取組について
 対象部局 全部局

該当所属	監査の結果（意見）	措置・対応 状況の別	内 容
1 収納課 国保税収納課 保健福祉総務課 生活支援課 子育て給付課	1 随時払による扶助費及び償還金の支出事務について 支出命令や支出に関する資料については、公文書の保存期間として5年が設定されており、その期間において検証を可能としているが、随時払は、支出命令に支払相手方の情報を含んでいない。 そのため、現に支払に用いたF Bデータの保存が必要となるが、いずれの事業課においても、修正や削除が可能な自所属の共有フォルダに格納されており、確実な保存とはいえない状態であった。 したがって、支出命令の際にF Bデータを添付し、財務会計システムにて支出命令と一体的に保存するなど、F Bデータが確実に保存される運用を検討されたい。	措置 (完了)	現に支払に用いたF Bデータの保存に關しまして、データを自所属の共有フォルダではなく支出命令等と一体的に保存させるためにも、会計課提出予定の支払用データを、財務会計システムによる起票時の添付文書において、データ添付することといたしました。 （収納課、国保税収納課、子育て給付課） 令和5年12月から新たに開始した給付金の給付決定及び審査結果通知発送の起案時にF Bデータを添付することとし、チェック体制の確立と、文書管理システムにおけるファイルの保存年限に基づきF Bデータの保存期間を確保しました。 （保健福祉総務課） 令和6年4月生活保護費定時口座払い分から、会計課宛て口座振込依頼の起案時に、F Bデータを添付することとし、チェック体制の確立と、文書管理システムにおけるファイルの保存年限に基づきF Bデータの保存期間を確保しました。 （生活支援課） 令和6年8月30日 措置通知 市長

該当所属	監査の結果（意見）	措置・対応 状況の別	内 容
2 財政課	県内自治体において多額の公金 が横領される事案が発生した際、各 事業課においてどのような対応を とったかについて確認したところ、 ほとんどの事業課が報道により情 報を共有の上、マニュアルに沿った 適正な運用等について検証を行っ ていた。 しかしながら、当該自治体の事案 が「決裁が電子化されていない」こ とや「支出担当者が自らF Bデー タを作成している」など、本市の各事 業課における運用と異なる点があ ったことから、リスクは低いと判断 され、具体的な不正の手段に対する 検証までには至ってなかった。 さらに、本市における随時払の運 用は、横領のあった自治体の事案と 同じ扶助費の支出もあれば、市税等 の歳出還付といった支払内容が異 なるものもあり、随時払を行う全 ての事業課が危機意識をもって、検証 等を行ったわけではなかった。 このことから、財務事務に関する 重大リスクの懸案が発生した際 には、その内容を精査し全庁的な検証 が実施される体制や仕組みが必要 であると思われる。	措置 (完了)	本事案の公金横領については、支出担当職 員の不正によるものであり、事務ミスにより 発生する財務事務に関するリスクとは原因 が異なるものでありますが、職員の服務規律 の確保、不正・不祥事の防止、事務ミスの防 止については、人事課及び全庁に共通する業 務に関して規則などを所管する制度所管課 があらゆる機会を通じて全職員へ通知し、ま た、管理監督者研修、事務担当者研修、チェ ック体制の見直し等による対策強化に取り 組んでいるところであります。 財政課においては、財務事務上の重大なリ スクを覚知した場合は速やかな情報提供を 求め、関係法令等を遵守し適正な財務事務の 執行に努めること、監査の全ての指摘・意見 を確認して事務の再点検とチェック機能が 働く環境を整えること等を機会あるごとに 全所属に通知し、全庁的な事務ミスの防止と 適正な事務執行の推進に取り組んでいると ころです。 また、令和8年4月1日からは、行政マネ ジメント課において事務ミスの事例やリス クの影響度、頻度を考慮し、本市の実態を考 慮したリスクを選定し重点的に取り組む、郡 山市版内部統制の取組を開始しました。令和 8年度の取組においては、全庁共通リスクの 一つに関係法令及び会計規則その他の市の 規範に違反した支出手続きを行うことをリ スクとして選定し、取組を行っております。 内部統制では、財政課も含めた制度所管課の モニタリング機能を強化し、リスク対応策の 作成・中間評価・期末評価・点検結果の横展 開といったサイクルで取組みを進める中で、 制度所管課が各課の自己評価を全庁横断的 に点検し、事務ミスが発生しやすい箇所など を分析・評価するとともに、必要に応じて規 則などの改正に取り組むこととしておりま す。 これらにより、全庁的にリスクを把握・検 証・共有して職員による事務の適正な執行を 目指す体制を確保し、仕組み化したところで あります。 令和8年8月31日 措置通知 市長

該当所属	監査の結果（意見）	措置・対応 状況の別	内 容
3 契約検査課	2 工事契約における設計及び予定価格に係る事務について 契約事務に関するリスク管理については、全庁的な枠組みのなかでシステムも含めた運用面の対策を継続するとともに、職員のコンプライアンス意識の醸成を図られたい。	措置 (完了)	工事の設計に関しては、積算システムに職員ごとのアカウントを設定し、アクセスログを残す等の運用をしており、予定価格に関しても、その作成を開札日の当日又は前日にするなどの対応により、情報漏えいの防止に努めているところであります。 また、全庁的にも、公正取引委員会から講師を招いた「官製談合防止に向けたコンプライアンス研修会」を令和6年5月27日に開催したほか、発注事務に携わる職員の基本姿勢を示した「発注者服務規律マニュアル」の周知等を行っているところでありますが、今後においてもこれらの取り組みを継続することにより、職員のコンプライアンス意識の醸成に努めてまいります。 令和6年8月30日 措置通知 市長

該当所属	監査の結果（意見）	措置・対応 状況の別	内 容
4 職員厚生課 上下水道局総務課	3 源泉所得税の徴収及び納付に係る事務について 納付金額の確認についてであるが、前月に源泉徴収した所得税を全て納付することが必要となるため、税務署へ払い出す支出命令の際、前年同月の支出額との比較等と併せ、前月に源泉徴収した所得税が全て支出されているか、確認を徹底されたい。また、出納部署における二重の確認についても、可能な範囲で実施されたい。 さらに、給与支払時の源泉徴収は、所得税のみならず、各種社会保険料等もあることから、それらも含め遺漏のない事務処理が求められる。 これらの確認作業は継続されることが重要であるため、人事異動の際にも確実に引継ぎされるよう徹底されたい。	措置 (完了)	前月に源泉徴収した所得税が全て支出されているかの確認については、税務署への納付の際に、財務会計システムの歳計外（所得税）残高が0円になることを確認するとともに、源泉徴収額と支出額とが一致していることを確認していますが、監査結果報告（令和6年3月27日）後において、担当者の確認のほか、係長・課長補佐・課長の承認・決裁時に歳計外残高及び源泉徴収額と支出額の一致についてのチェックを行う体制としました。 また、出納部署においては、歳計外からの支出が行われているかの確認を行っています。 なお、例月給与処理スケジュールに所得税納付の事務を記載することで、係内で情報を共有し、期限超過や納付漏れを防ぐ取組も行っています。 確認作業の継続のため、主たる担当者のほかに事務経験のある副担当者を置き、納付処理を補佐する体制としたうえで、人事異動により事務経験者が不在とならない事務分担となるよう配慮しており、また、事務手順マニュアルを活用することで、納付漏れを防止するとともに後任への確実な事務引継ぎを行っています。 （職員厚生課） 源泉徴収額がすべて支出されているかの確認については、税務署へ払い出す支出命令の際に、総勘定元帳を出力し、源泉徴収した額と支出命令額とが一致していることを確認することとしました。 さらに、チェックシート及び事務手順マニュアルを作成・活用することで、期限超過や納付漏れを防ぐ取組を行っています。 人事異動の際にも、担当者及び担当係長がそれぞれ後任に確実に引き継いでまいります。 なお、出納部署においても同様に確認を行っています。 （上下水道局総務課） 令和6年8月30日 措置通知 市長

該当所属	監査の結果（意見）	措置・対応 状況の別	内 容
5 公有資産マネジメント課	4 法令に基づく施設の管理事務について 法令等の改廃情報も含めた施設管理に関する情報を全庁的に集約及び管理の上、各施設管理者へ周知し、各施設管理者による適正な管理を確認する体制や仕組みを確立されたい。 なお、施設の法適合等に関する責任は設置者及び施設管理者にあることから、消防等の検査機関のみに依存しないチェック体制が必要であり、例年実施している各施設の点検委託業務等において、施設本来の法適合に関する点検項目を追加するなど、全庁的な対策を検討されたい。	措置 (完了)	公共施設を安全・安心に維持していくためには、公有資産マネジメント課において全庁の施設に係る法定点検の実施状況を集約及び管理するため、令和6年8月15日付で各施設の設備の設置状況及び点検等の実施状況、並びに点検委託等の仕様について照会し、全庁的な現状を把握しました。 この調査結果を基に、設備等に対応した適切な点検が行えているかなどの確認を行いながら、各施設管理者に対し適切な法定点検の実施及び点検結果に基づく、施設の保全に努めるよう支援しております。 また、公有資産マネジメント課において、各課との緊密な情報共有や協議なども含めあらゆる機会を通じて、公共施設に関する法令等の改廃や公共施設に関する事件・事故などの情報収集、把握に努め、全庁へ周知を図ってまいります。 なお、法適合に関する全庁的な対策については、現在も公共施設等総合管理計画に基づく大規模な改修及び新築・改築の際に、公有資産マネジメント課が各所属を支援しながら施設の運用面を考慮した現行法令との適合状態について業務委託によりチェックしているところであり、引き続き実施してまいります。 令和7年8月29日 措置通知 市長

該当所属	監査の結果（意見）	措置・対応 状況の別	内 容
6 財務部	5 不正及び事務ミス未然防止の体制や仕組みに係る総括事務について ア 市長の権限に属する事務の分掌に基づく総括部署について 財務及び公有財産を所掌する部署における現状の指導体制等については、いずれも財務の執行部署又は施設管理者等の判断に委ねており、指導や監督が確実に行き届いているとまでは言えない状況である。今後においては、より総括的なリスクマネジメント機能が発揮されるよう全庁的な検証を主導した上で、継続的に改善していくことを望むものである。	対応状況 (報告済)	財務の指導体制等についてのうち、定期監査等の結果への対応については、令和5年度行政監査及び令和5年度第3回定期監査の結果に関する報告があった際、財務部長名で、1 各部局における不正及び事務ミス未然防止の運用上の取組をさらに進めるとともに、財務事務上の重大なリスクを覚知した場合には、速やかに情報を提供すること、2 事務を担当する職員はもとより、各決裁権者等においても根拠法令等の確認を徹底すること、3 組織としてチェック機能が十分に働く環境を整えることを各部局長あて通知いたしました。 今後も事務ミスが生じた際には、財務制度上の不備によるものであるかどうか引き続き確認を行い、地方自治法第170条第1項により会計事務をつかさどる会計管理者（会計課）と連携を図りながら、全庁における財務事務の適正な執行を確保するため、指導・監督に努めてまいります。 （財政課） 総括的なリスクマネジメントについては、各施設所管課が実施している日常点検や12条点検及びその他各種法定点検の内容を全庁的に照会し把握することで、各施設における適切な点検や維持管理が行われているか確認し、不適切な場合は指導・助言を行うよう努めるとともに、公共施設に関する法令等の改廃や公共施設に関する事件・事故などの情報収集、把握に努め、適宜、全庁へ周知を図りながら研修会などの開催を通じて意識啓発するなど管理体制を強化していきます。 （公有資産マネジメント課） 令和6年8月30日 対応状況報告 市長

該当所属	監査の結果（意見）	措置・対応 状況の別	内 容
7 行政マネジメント課	イ 内部統制について 不正及び事務ミス未然防止の取組を確実なものとするために、事務の総括部署における責任を明確にするとともに、内部統制制度の趣旨に準じたリスクマネジメントを有効に機能させる仕組みを構築することにより、本市の事務執行等の適正化がより一層推進されることを強く望むものである。 また、これらの取組を進めるにあたっては、職員の事務負担増が懸念されるが、DXの推進による根本的な事務の見直しや人事評価、事務引継ぎ、行政評価などの既存制度の活用を図りながら、最終的には市民に対する市政の透明性と信頼性を高めるためにも、正式な内部統制制度としての導入を望むものである。	対応状況 (未完了)	不正及び事務ミスの未然防止の取組につきましては、全庁的に事務を総括する部署においてマニュアル等を整備し、帳簿の点検や事務の流れを情報共有する等の方法によりリスクマネジメントに努めているところです。 内部統制制度は、平成 29 年の地方自治法改正により、本市を含む指定都市以外の市町村は制度導入について努力義務とされておりますが、内部統制の仕組みは事務ミスの防止について一定の効果があると考えております。 こうした中、行政マネジメント課を含む制度所管課において、効果的で効率的な内部統制の取組方法について検討を継続してまいりました。その結果、令和 7 年度に郡山市独自の内部統制の仕組みを構築し、令和 8 年 4 月 1 日から運用を開始しました。 現在は、実効性のある内部統制の仕組みを確立するため、必要に応じて仕組みの改善を図ることも視野に入れながら郡山市版内部統制を運用している状況です。 令和 8 年 8 月 31 日 対応状況報告 市長